

大分県報

令和七年
号外（三）
三月三十一日

（月曜日）

目次

教育委員会規則

- 大分県教育委員会行政組織規則等の一部改正……………一
大分県教育委員会の事務処理の特例に関する条例施行規則の一部改正……………三
学校職員の休日休暇及び勤務時間等に関する条例の施行規則の一部改正……………三
技能労務職員の給与及び旅費に関する規則の一部改正……………四
大分県教育委員会の任命に係る会計年度任用職員の管理に関する規則の一部改正……………一
大分県教育委員会の任命に係る臨時的任用職員の管理に関する規則の一部改正……………二
大分県立高等学校学則の一部改正……………一三

○教育委員会規則

大分県教育委員会行政組織規則等の一部を改正する規則をここに公布する。

令和七年三月三十一日

大分県教育委員会

大分県教育委員会規則第三号

大分県教育委員会行政組織規則等の一部を改正する規則

（大分県教育委員会行政組織規則の一部改正）

第一条 大分県教育委員会行政組織規則（昭和三十九年大分県教育委員会規則第六号）の一部を次のように改正する。

目次中「第三節 職制（第十七条―第二十九条）」を

「第三節 遠隔教育配信センターの組織（第十六条の二・第十六条の三）」に改める。

第四節 職制（第十七条―第二十九条）」

第三条の見出し中「及び教育事務所」を、「教育事務所及び遠隔教育配信センター」に改め、同条中「及び」を「並びに」に改め、「教育事務所」の下に「及び遠隔教育配信セ

ンター」を加える。
第四条の見出し中「、室」を削り、同条第一項の表の教育改革・企画課の項の次に次のように加える。

教育DX推進課

企画・管理班、ICT教育指導班

第四条第一項の表の義務教育課の項中「学力向上支援班」の下に「、夜間中学開校準備班」を加え、同表の高校教育課の項中「、遠隔教育推進班」を削り、同表の体育保健課の項中「、全国高校総体推進班」を削り、同条第二項の表以外の部分中「それぞれ」及び「又は室」を削り、同項の表中「所又は室名」を「所名」に改め、同表の教育改革・企画課の項を削る。

第五条第二十四号中「、所及び室」を「及び所」に改め、「教育事務所」の下に「、遠隔教育配信センター」を加え、同条第二十六号中「、所及び室」を「及び所」に改め、同条第二十九号を削り、同条第三十号中「、所及び室」を「及び所」に改め、同条第二十九号とする。

第五条の二中第十五号を第十六号とし、第七号から第十四号までを一号ずつ繰り下げ、第六号の次に次の一号を加える。

七 大分県教育職員免許状再授与審査会に関すること。

第五条の二を第五条の三とし、第五条の次に次の一条を加える。

（教育DX推進課の分掌事務）

第五条の二 教育DX推進課においては、次の事務をつかさどる。

一 教育DXの推進に係る総合企画及び連絡調整に関すること。

二 教育庁及び教育機関における情報通信技術の活用のための環境の整備に関すること。

三 先端技術、デジタル教材等の普及・活用に関すること。

四 教育庁及び教育機関の職員の教育DXに係る研修に関すること。

五 情報活用能力の育成に関すること。

六 遠隔教育配信センターに関すること。

第八条第一号及び第二号中「、所及び室」を「及び所」に改め、同条第十号を第十一号とし、第九号を第十号とし、第八号を第九号とし、同条第七号中「、所及び室」を「及び所」に改め、同条第八号とし、同条第六号を同条第七号とし、同条第五号の次に次の一号を加える。

令和七年三月三十一日

大分県報号外（教育委規則）

六 大分県教科用図書選定審議会に関すること。
 第八条に次の一号を加える。

十二 県立夜間中学に関すること。

第八条の二第九号中「、所及び室」を「及び所」に改める。

第九条第一号及び第二号中「及び室」を削り、同条第四号中「、所及び室」を「及び所」に改める。

第十条中第十二号を第十三号とし、第十一号の次に次の一号を加える。

十二 大分県立図書館協議会に関すること。

第十一条中第三号を削り、第四号を第三号とする。

第十一条の二中第十二号を第十三号とし、第十一号の次に次の一号を加える。

十二 大分県立歴史博物館協議会に関すること。

第十一条の四第十五号を削る。

第十一条の五を次のように改める。

第十一条の五 削除

第十二条（見出しを含む。）中「、所及び室」を「及び所」に改める。

第十八条の表以外の部分中「、室」を削り、同条の表中「課、所、室又は班名」を「課、所又は班名」に改め、同表の室長の項を削り、同表の総務企画監の項の次に次のように加える。

教育DX企画監	教育DX推進課	上司の命を受け、教育DX施策の企画及び調整に関する事務を処理する。
---------	---------	-----------------------------------

第十八条の表の参事の項及び参事（総括）の項中「、室」を削り、同表の室長補佐（総括）の項及び室長補佐の項を削り、同表の主幹の項、副主幹の項、主査の項、専門幹の項、専門員の項、主任社会教育主事の項、社会教育主事の項及び社会教育主事補の項中「、室」を削る。

第二十一条第一項中「教育事務所」の下に「及び遠隔教育配信センター」を加え、同条

第二項中「教育事務所」の下に「又は遠隔教育配信センター」を加える。

第二十二条第一項中「教育事務所」の下に「及び遠隔教育配信センター」を加え、同条

第二項中「教育事務所」の下に「又は遠隔教育配信センター」を加える。

第二十四条に次の一項を加える。

2 第二十一条及び第二十二条に規定するものを除き、遠隔教育配信センターに参事、課長補佐、主幹、副主幹、主査、専門幹及び専門員を置き、その職務は、上司の命を受

け、所の事務を処理することとする。

第二十七条第一項中「、室長補佐」を削る。

第二十八条中「、所及び室並びに教育事務所」を「及び所、教育事務所並びに遠隔教育配信センター」に改める。

第二章中第三節を第四節とし、第二節の次に次の一節を加える。

第三節 遠隔教育配信センターの組織

（名称及び位置）

第十六条の二 遠隔教育配信センターの名称及び位置は、次のとおりとする。

名 称	位 置
教育庁遠隔教育配信センター	大分市

（遠隔教育配信センターの事務）

第十六条の三 遠隔教育配信センターにおいては、次に掲げる事務を処理する。

一 公印の管守に関すること。

二 文書の收受、発送及び保存に関すること。

三 職員の身分、服務、研修及び福利厚生に関すること。

四 遠隔教育に関すること。

五 予算の執行その他庶務に関すること。

第三十二条中第十号を第十一号とし、第一号から第九号までを一号ずつ繰り下げ、同条に第一号として次の一号を加える。

一 大分県教育職員免許状再授与審査会

（大分県教育功労者表彰規則の一部改正）

第二条 大分県教育功労者表彰規則（昭和二十九年大分県教育委員会規則第九号）の一部を次のように改正する。

第四条中「、所長及び室長」を「及び所長」に改める。

（大分県教育センター管理規則の一部改正）

第三条 大分県教育センター管理規則（昭和四十五年大分県教育委員会規則第一号）の一部を次のように改正する。

第四条第十八項中「・室」を削る。

（大分県教育委員会が管理する公文書の公開等に関する規則の一部改正）

第四条 大分県教育委員会が管理する公文書の公開等に関する規則（平成十三年大分県教育委員会規則第四号）の一部を次のように改正する。

第四条中「教育事務所」の下に、「遠隔教育配信センター」を加える。

(大分県教育委員会の任命に係る会計年度任用職員の管理に関する規則の一部改正)

第五条 大分県教育委員会の任命に係る会計年度任用職員の管理に関する規則(令和二年大分県教育委員会規則第七号)の一部を次のように改正する。

第二条第一項中「、所長及び室長」を「及び所長」に改め、「各教育事務所長」の下に「、遠隔教育配信センター所長」を加える。

第三十四条第二項の表の第二条第一項の項中「、所長及び室長」を「及び所長」に改め、「各教育事務所長」の下に「、遠隔教育配信センター所長」を加え、同表の第三条第二項各号列記以外の部分の項中「、所長及び室長」を「及び所長」に改める。

(大分県教育委員会の任命に係る臨時的任用職員の管理に関する規則の一部改正)

第六条 大分県教育委員会の任命に係る臨時的任用職員の管理に関する規則(令和二年大分県教育委員会規則第八号)の一部を次のように改正する。

第二条第一項中「、所長及び室長」を「及び所長」に改め、「各教育事務所長」の下に「、遠隔教育配信センター所長」を加える。

第十七条第二項の表の第二条第一項の項中「、所長及び室長」を「及び所長」に改め、「各教育事務所長」の下に「、遠隔教育配信センター所長」を加え、同表の第三条第一項各号列記以外の部分の項中「、所長及び室長」を「及び所長」に改める。

附則

この規則は、令和七年四月一日から施行する。

大分県教育委員会の事務処理の特例に関する条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和七年三月三十一日

大分県教育委員会

大分県教育委員会規則第四号

大分県教育委員会の事務処理の特例に関する条例施行規則の一部を改正する規則

大分県教育委員会の事務処理の特例に関する条例施行規則(平成十七年大分県教育委員会規則第二十五号)の一部を次のように改正する。

別表の一の項の第一号中「第十条第二項」を「第十条第一項」に、「扶養親族を認定する」を「扶養親族届を受理する」に改め、同項の第二号を次のように改める。

二 給与規則第十条第二項の規定に基づき、県費負担教職員の扶養親族を認定すること。

別表の一の項の第三号中「第十二条第三項」を「第十二条第二項」に改め、同項第十五号を第十六号とし、第四号から第十四号までを一号ずつ繰り下げ、第三号の次に次の一号を加える。

四 給与規則第十二条の二の規定に基づき、県費負担教職員の扶養親族が扶養親族たる要件を具備しているかどうか等を随時確認すること。

附則

この規則は、令和七年四月一日から施行する。

学校職員の休日休暇及び勤務時間等に関する条例の施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和七年三月三十一日

大分県教育委員会

大分県教育委員会規則第五号

学校職員の休日休暇及び勤務時間等に関する条例の施行規則の一部を改正する規則

学校職員の休日休暇及び勤務時間等に関する条例の施行規則(昭和三十二年大分県教育委員会規則第三号)の一部を次のように改正する。

第八条第一項の表の十四の項の原因の欄中「第十三条」を「第十三条第一項」に改め、同表の二十二の項の原因の欄のイ中「第七条第一項」を「前条第一項」に改め、同欄のロ中「第十二条」を「第十二条第一項」に、「第十三条」を「第十三条第一項」に改め、「たぬの」の下に「学校等への出席停止若しくは」を加え、同欄に次のように加える。

ハ 九歳に達する日以後の最初の三月三十一日までの間にある子の学校等の行事のうち、入園、卒園又は入学の式典その他これに準ずる式典への参加をする場合

第八条の三第二項中「よる部分休業又は」を「よる部分休業、」に改め、「の育児時間」の下に「又は条例第十一条の四第一項の規定による子育て部分休業」を加え、「又は当該育児時間」を「、当該育児時間又は当該子育て部分休業」に改め、同条の次に次の一条を加える。

(子育て部分休業)

第八条の四 条例第十一条の四第二項の任命権者が定める時間は、一日を通じ、始業の時刻から連続し、又は終業の時刻まで連続した二時間(育児休業法第十九条第一項の規定による部分休業、育児休業条例第二十五条第二項の育児時間又は条例第十一条の三第一項の規定による介護時間の承認を受けて勤務しない時間がある日については、当該二時間から当

令和七年三月三十一日

大分県報号外（教育委規則）

該部分休業、当該育児時間又は当該介護時間の承認を受けて勤務しない時間を減じた時間）とする。

2 子育て部分休暇の単位は、三十分とする。

第九条中第三項を第四項とし、第二項を第三項とし、第一項の次に次の一項を加える。

2 前項本文又は同項ただし書に規定する勤務時間の割振りにかかわらず、育児又は介護に關し特別な事情があると認められる職員の勤務時間の割振りについては、県教育委員会が別に定めるところにより、校長が定める。

附 則

この規則は、令和七年四月一日から施行する。

技能労務職員の給与及び旅費に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和七年三月三十一日

大 分 県 教 育 委 員 会

大分県教育委員会規則第六号

技能労務職員の給与及び旅費に関する規則の一部を改正する規則

技能労務職員の給与及び旅費に関する規則（平成十六年大分県教育委員会規則第二号）の一部を次のように改正する。

別表第一を次のように改める。

別表第一（第二条関係）

技能労務職給料表

職員の 区分	職務の級	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級
	号 給	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
		円	円	円	円	円
	1	175,200	266,300	270,600	296,700	319,600
	2	176,300	267,300	272,500	298,000	321,300
	3	177,500	268,300	274,400	299,200	323,000
	4	178,600	269,300	276,300	300,500	324,600
	5	179,700	270,300	278,200	301,700	326,200
	6	180,800	271,300	280,100	302,900	327,900
	7	182,000	272,300	282,100	303,900	329,600
	8	183,100	273,300	284,000	305,100	331,200
	9	184,200	274,300	285,900	306,300	332,700
	10	185,300	275,300	287,800	307,800	334,400
	11	186,500	276,300	289,700	309,300	336,200
	12	187,600	277,400	291,600	310,800	337,800
	13	188,700	278,400	293,500	312,200	339,200
	14	190,400	279,700	294,500	313,600	340,900
	15	192,000	281,000	295,500	315,100	342,600
	16	193,600	282,300	296,600	316,500	344,100
	17	195,200	283,600	297,700	317,900	345,600
	18	196,900	284,900	298,900	319,400	347,200
	19	198,500	286,100	300,000	320,900	348,800
	20	200,100	287,300	301,200	322,200	350,400
	21	201,800	288,400	302,400	323,400	351,900
	22	203,500	289,600	303,700	324,900	353,500
	23	205,200	290,900	305,000	326,400	355,200
	24	206,900	292,200	306,300	327,800	356,800
	25	208,200	294,100	307,600	329,000	358,400
	26	209,800	296,000	309,000	330,600	360,000
	27	211,400	297,900	310,300	332,100	361,600
	28	212,900	299,800	311,600	333,500	363,200
	29	214,400	301,700	312,900	334,900	364,700
	30	216,000	303,600	314,200	336,300	365,700
	31	217,600	305,500	315,500	337,700	366,800
	32	219,200	307,400	316,600	339,000	368,000
	33	220,800	309,400	317,500	340,200	369,000
	34	222,500	311,300	318,800	341,600	370,000
	35	223,800	313,200	320,100	342,800	371,000
	36	225,100	315,100	321,400	344,100	372,000
	37	226,400	317,000	322,600	345,300	372,900
	38	227,500	318,900	323,900	346,200	373,700
	39	228,700	320,800	325,100	347,200	374,500
	40	229,800	322,700	326,300	348,200	375,200

令和七年三月三十一日

大分県報号外（教育委規則）

五

定年前 再任用 短時間 勤務職 員以外 の職員	41	230,900	324,600	327,600	349,400	375,800
	42	232,400	326,500	328,700	350,100	376,500
	43	233,900	328,400	329,800	351,000	377,200
	44	235,400	330,300	330,900	351,800	377,900
	45	236,900	332,200	331,600	352,500	378,400
	46	238,400	334,100	332,500	353,300	379,100
	47	239,900	336,100	333,200	354,000	379,800
	48	241,400	338,000	334,000	354,800	380,500
	49	242,900	339,900	334,800	355,400	380,900
	50	244,300	341,800	335,200	356,000	381,400
	51	245,700	343,700	335,900	356,600	382,000
	52	247,100	345,600	336,600	357,100	382,700
	53	248,300	347,500	337,400	357,500	383,000
	54	249,500	349,400	338,100	358,000	383,600
	55	250,700	351,300	338,800	358,600	384,300
	56	251,900	353,200	339,400	359,200	384,800
	57	253,000	355,100	339,900	359,500	385,200
	58	254,100		340,500	360,100	385,800
	59	255,300		341,000	360,600	386,400
	60	256,400		341,600	361,100	386,900
	61	257,400		341,900	361,400	387,300
	62	258,400		342,400	361,900	387,900
	63	259,400		342,800	362,500	388,400
	64	260,400		343,200	363,000	388,800
	65	261,400		343,600	363,200	389,300
	66	262,300		344,100	363,700	389,700
	67	263,200		344,600	364,300	390,100
	68	264,100		345,100	364,800	390,500
	69	264,900		345,400	365,100	390,900
	70	265,700		345,800	365,500	391,300
	71	266,500		346,200	366,000	391,600
	72	267,300		346,600	366,400	391,900
	73	268,000		346,900	366,800	392,200
	74	268,800		347,300	367,300	392,600
	75	269,600		347,700	367,800	392,900
	76	270,300		348,100	368,100	393,200
	77	271,000		348,300	368,600	393,500
	78	271,800		348,700	369,000	393,900
	79	272,600		349,100	369,400	394,200
	80	273,300		349,500	369,800	394,500
	81	274,000		349,700	370,300	394,800
	82	274,800		350,100	370,700	395,200
	83	275,600		350,500	371,100	395,500
	84	276,300		350,800	371,400	395,800
	85	277,000		351,100	371,800	396,100
	86	277,700		351,500	372,200	
	87	278,400		351,900	372,600	
	88	279,100		352,300	372,900	

令和七年三月三十一日

大分県報号外(教育委規則)

令和七年三月三十一日

大分県報号外(教育委規則)

	89	279,800		352,800	373,300	
	90	280,500		353,200	373,700	
	91	281,200		353,600	374,100	
	92	282,000		354,000	374,400	
	93	282,600		354,500	374,800	
	94	283,300		354,900	375,200	
	95	283,900		355,200	375,600	
	96	284,600		355,500	375,900	
	97	285,200		356,000	376,300	
	98	285,900		356,400		
	99	286,500		356,700		
	100	287,200		357,000		
	101	287,800		357,500		
	102	288,500		357,900		
	103	289,100		358,200		
	104	289,600		358,500		
	105	290,100		359,000		
	106	290,700		359,400		
	107	291,200		359,700		
	108	291,800		360,000		
	109	292,300		360,500		
	110	292,800				
	111	293,400				
	112	294,000				
	113	294,500				
	114	295,000				
	115	295,400				
	116	295,700				
	117	295,900				
	118	296,200				
	119	296,400				
	120	296,700				
	121	296,900				
定年前 再任用 短時間 勤務職 員	基準給料月額					
	251,900 円					

附 則

（施行期日）

- 1 この規則は、令和七年四月一日から施行する。
（号給の切替え）
- 2 令和七年四月一日（以下この項において「切替日」という。）の前日において技能労務職員の給与及び旅費に関する規則別表第一の給料表の適用を受けていた職員であつて同日においてその者が属していた職務の級が附則別表に掲げられている職務の級であつたものの切替日における号給（同表において「新号給」という。）は、切替日の前日においてその者が属していた職務の級及び同日においてその者が受けていた号給（同表において「旧号給」という。）に応じて同表に定める号給とする。
（一般職員の例による取扱い）
- 3 職員の給料の切替え及びその切替えに伴う措置その他この規則の施行に関し必要な事項については、一般職員の例による。
（委任）
- 4 この附則に規定するもののほか、この規則の施行に関し必要な事項は、教育委員会が別に定める。

附則別表

号 給 の 切 替 表

技能労務職給料表の適用を受ける職員の切替日における号給

旧号給	新 号 給			
	2 級	3 級	4 級	5 級
1	1	1	1	1
2	1	1	1	1
3	1	1	1	1
4	1	1	1	1
5	1	1	1	1
6	2	2	1	1
7	3	3	1	1
8	4	4	1	1
9	5	5	1	1
10	6	6	2	2
11	7	7	3	3
12	8	8	4	4
13	9	9	5	5
14	10	10	6	6
15	11	11	7	7
16	12	12	8	8
17	13	13	9	9
18	14	14	10	10
19	15	15	11	11
20	16	16	12	12
21	17	17	13	13
22	18	18	14	14
23	19	19	15	15
24	20	20	16	16
25	21	21	17	17
26	22	22	18	18
27	23	23	19	19
28	24	24	20	20
29	25	25	21	21
30	26	26	22	22
31	27	27	23	23
32	28	28	24	24
33	29	29	25	25
34	30	30	26	26
35	31	31	27	27
36	32	32	28	28
37	33	33	29	29
38	34	34	30	30
39	35	35	31	31
40	36	36	32	32
41	37	37	33	33
42	38	38	34	34
43	39	39	35	35
44	40	40	36	36
45	41	41	37	37
46	42	42	38	38
47	43	43	39	39
48	44	44	40	40
49	45	45	41	41
50	46	46	42	42
51	47	47	43	43
52	48	48	44	44
53	49	49	45	45
54	50	50	46	46

令和七年三月三十一日

大分県報号外（教育委規則）

55	51	51	47	47
56	52	52	48	48
57	53	53	49	49
58	54	54	50	50
59	55	55	51	51
60	56	56	52	52
61	57	57	53	53
62		58	54	54
63		59	55	55
64		60	56	56
65		61	57	57
66		62	58	58
67		63	59	59
68		64	60	60
69		65	61	61
70		66	62	62
71		67	63	63
72		68	64	64
73		69	65	65
74		70	66	66
75		71	67	67
76		72	68	68
77		73	69	69
78		74	70	70
79		75	71	71
80		76	72	72
81		77	73	73
82		78	74	74
83		79	75	75
84		80	76	76
85		81	77	77
86		82	78	78
87		83	79	79
88		84	80	80
89		85	81	81
90		86	82	82
91		87	83	83
92		88	84	84
93		89	85	85
94		90	86	
95		91	87	
96		92	88	
97		93	89	
98		94	90	
99		95	91	
100		96	92	
101		97	93	
102		98	94	
103		99	95	
104		100	96	
105		101	97	
106		102		
107		103		
108		104		
109		105		
110		106		
111		107		
112		108		
113		109		

令和七年三月三十一日

大分県報号外（教育委規則）

大分県教育委員会の任命に係る会計年度任用職員の管理に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和七年三月三十一日

大分県教育委員会

大分県教育委員会規則第七号

大分県教育委員会の任命に係る会計年度任用職員の管理に関する規則の一部を改正する規則

大分県教育委員会の任命に係る会計年度任用職員の管理に関する規則（令和二年大分県教育委員会規則第七号）の一部を次のように改正する。

第十八条の六中「百分の二百十」を「百分の三百十五」に改める。

第二十五条第一項中「六の項、十二の項及び十三の項」を「五の項」に改め、「又は県教育委員会の任命に係る職に引き続き在職している期間が六箇月以上の会計年度任用職員」を削り、同条第二項中「二の項に掲げる場合」は任期が六箇月以上の会計年度任用職員に、同表の六の項及び七の項に掲げる場合にあつては六箇月以上の任期が定められている会計年度任用職員又は県教育委員会の任命に係る職に引き続き在職している期間が六箇月以上の会計年度任用職員に、同表の八の項」を「七の項」に、「九の項」を「八の項」に改め、同条第三項及び第四項中「六の項、十二の項及び十三の項」を「七の項、十三の項及び十四の項」に、「四の項、六の項及び七の項」を「三の項、五の項及び六の項」に改める。

第三十四条第二項の表の第二項の項中「県教育委員会」を「市町村教育委員会」に、「市町村教育委員会」を「県教育委員会」に改める。

別表第二中十四の項を十五の項とし、同表の十三の項の原因の欄中「五の項」を「四の項」に改め、同項を同表の十四の項とし、同表中十二の項を十三の項とし、八の項から十一の項までを一項ずつ繰り下げ、同表の七の項の原因の欄中「第十三条」を「第十三条第一項」に改め、同項を同表の八の項とし、同表の六の項の休暇の期間の欄中「（四月一日から翌年の三月三十一日までをいう。以下同じ。）」を削り、同項を同表の七の項とし、同表中五の項を六の項とし、四の項の次に次のように加える。

五 負傷又は疾病（公務上のものを除く。）のため療養する必要がある、その勤務しないことがやむを得ないと認められる場合

一の年度（四月一日から翌年の三月三十一日までをいう。以下同じ。）において、会計年度任用職員の当該年度の勤務日数に応じて、別表第一の一年間の勤務日数の区分ごとに同表の継続勤務年数の部の初年度の項に掲げる

令和七年三月三十一日

別表第三中二の項を削り、三の項を一の項とし、四の項を三の項とし、五の項を四の項とし、同項の次に次のように加える。

五 九歳に達する日以後の最初の三月三十一日までの間にある子（職員の休日休暇及び勤務時間等に関する条例第十条第一項第二号の表の備考二及び職員の日休休暇及び勤務時間等に関する条例施行規則（昭和二十六年大分県規則第四十号）別表第二の十九の項において子に含まれるものとされる者を含む。以下この項において同じ。）を養育する会計年度任用職員が、次のいづれかに該当する場合であつて、勤務しないことが相当であると認められるとき。

イ その子の看護（負傷し、又は疾病にかかったその子の世話のことをいう。）を行う場合

ロ その子の母子保健法第十二条第一項若しくは第十三条第一項に規定する健康診査、学校保健安全法（昭和三十三年法律第五十六号）第十一条に規定する健康診断若しくは予防接種の付添い又は感染症の予防のための学校等への出席停止若しくは学校等の臨時休業により自宅待機するその子の世話を行う場合

ハ その子の学校等の行事のうち、入園、卒園又は入学の式典その他これに準ずる式典への参加をする場合

一の年度において五日（その養育する九歳に達する日以後の最初の三月三十一日までの間にある子が二人以上の場合にあつては、十日）（勤務日ごとの勤務時間の時間数が同一でない会計年度任用職員にあつては、その者の勤務時間を考慮し、教育人事課長の定める時間）の範囲内の日又は時間

日数を超えない範囲でその都度必要と認められる期間

別表第三中六の項を削り、七の項を六の項とし、八の項を七の項とし、九の項を八の項とする。

附則

第一号様式中「療養」を「看護」に改める。

大分県報号外（教育委規則）

この規則は、令和七年四月一日から施行する。ただし、第一号様式の改正規定は、令和七年六月一日から施行する。

大分県教育委員会の任命に係る臨時的任用職員の管理に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和七年三月三十一日

大分県教育委員会

大分県教育委員会規則第八号

大分県教育委員会の任命に係る臨時的任用職員の管理に関する規則の一部を改正する規則

正する規則

大分県教育委員会の任命に係る臨時的任用職員の管理に関する規則（令和二年大分県教育委員会規則第八号）の一部を次のように改正する。

第十条第一項中「六の項及び十二の項から十四の項まで」を「五の項」に改め、「あつては、」の下に「学校に属する臨時的任用職員及び」を加え、「次項並びに」を削り、「定められた」の下に「学校に属さない」を加え、「又は県教育委員会の任命に係る職に引き続き在職している期間が六箇月以上の臨時的任用職員」を削り、同条第二項を次のように改める。

2 所属長は、臨時的任用職員に対し、別表第二の上欄に掲げる区分に応じ、それぞれ同表の下欄に掲げる期間の無給の休暇を与えるものとする。

第十条第三項及び第四項中「六の項及び十二の項から十四の項まで」を「七の項及び十三の項から十五の項まで」に、「四の項」を「三の項」に改める。

第十七条第二項の表の第二条第二項の項中「県教育委員会」を「市町村教育委員会」に、「市町村教育委員会」を「県教育委員会」に改め、同条第三項中「から三の項まで」を「及び二の項」に改める。

別表第一の十四の項を削り、同表の十三の項の区分の欄中「五の項」を「四の項」に改め、同項を同表の十四の項とし、同表中十二の項を十三の項とし、八の項から十一の項までを一項ずつ繰り下げ、同表の七の項の区分の欄中「第十三条」を「第十三条第一項」に改め、同項を同表の八の項とし、同表中六の項を七の項とし、五の項を六の項とし、四の項の次に次のように加える。

五 負傷又は疾病（公務上のものを除く。）のため療養する必要がある、その勤務しないことがやむを得ないと認められる 任用期間において第九条第四項及び第五項の規定により付与した年次有給休暇の合計日数を超えない範囲でその都度必要と認められる

別表第一中十五の項を十六の項とし、十四の項の次に次のように加える。

十五 臨時的任用職員が次のいずれかに該当する場合であつて、勤務しないことが相当であると認められるとき。
イ 配偶者、父母、子（職員の休日休暇及び勤務時間等に関する条例第十条第一項第二号の表の備考二及び職員の休日休暇及び勤務時間等に関する条例施行規則（昭和二十六年大分県規則第四十号）別表第二の十九の項において子に含まれるものとされる者を含む。以下この項において同じ。）、祖父母、孫及び配偶者の父母の看護（負傷し、又は疾病にかかったこれらの者の世話をを行うことをいう。）を行う場合
ロ 義務教育終了前の子の母子保健法第十二条第一項若しくは第十三条第一項に規定する健康診査、学校保健安全法（昭和三十三年法律第五十六号）第十一条に規定する健康診断若しくは予防接種の付添い又は感染症の予防のための学校等への出席停止若しくは学校等の臨時休業により自宅待機するその子の世話をを行う場合
ハ 九歳に達する日以後の最初の三月三十一日までの間にある子の学校等の行事のうち、入園、卒園又は入学の式典その他これに準ずる式典への参加をする場合

められる場合

期間

別表第二中二の項を削り、三の項を二の項とし、四の項から六の項までを一項ずつ繰り上げ、五の項の次に次のように加える。

六 臨時的任用職員が、職員の休日休暇及び勤務時間等に関する条例第十三条の四第一項に規定する子を養育するた 一日につき二時間を超えない範囲内で必要と認められる時間

め、一日の勤務時間の一部につき勤務
しないことが相当であると認められる
場合

第一号様式(その一)及び同様式(その二)中「**肄業**」を「**苦肄業**」に改める。

附則

この規則は、令和七年四月一日から施行する。ただし、第一号様式(その一)及び同様式(その二)の改正規定は、令和七年六月一日から施行する。

大分県立高等学校学則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和七年三月三十一日

大分県教育委員会

大分県教育委員会規則第九号

大分県立高等学校学則の一部を改正する規則

大分県立高等学校学則(昭和四十二年大分県教育委員会規則第二号)の一部を次のように改正する。

第二十六条第一号中「伝染病」を「感染症」に改める。

別表の大分県立情報科学高等学校の項中

情報電子科
AIテクノ
ロジー科
情報管理科
情報経営科
ビジネス
ン科
リユーシ
ョ
デジタル
造科

を

AIテクノ
ロジー科
ビジネス
ン科
リユーシ
ョ
デジタル
造科

に改め、

普通科
生産機械科
電気電子科
会計システ

普通科
生産機械科

令和七年三月三十一日

同表の大分県立津久見高等学校の項中

附則

この規則は、令和七年四月一日から施行する。

ム科
総合ビジ
ネ
ス
科
地域み
らい
ビジ
ネ
ス
科

を

電気電子科
地域み
らい
ビジ
ネ
ス
科

に改める。

大分県報号外(教育委規則)